

第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方について

【本章の概要】

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方
2. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能

	救命避難期 (発災～避難直後)	生命確保期 (避難直後～数日程度)	生活確保期 (発災数日後～数週間程度)	教育活動再開期 (発災数週間後～数ヶ月間程度)
	○災害が発生してから、児童生徒や教職員、地域住民が一時的に災害から難を逃れるための緊急避難場所に避難するまでのフェーズ ○児童生徒や地域住民の安全確保が重要	○地域住民等が避難してから、救援物資等が届き始めるまでのフェーズ ○必要最低限の避難生活の確保が重要	○救援物資等が届き始めてから、教育活動を再開するまでのフェーズ ○良好な避難生活を確保することが重要	○教育活動を再開してから、避難所としての役割が解消されるまでのフェーズ ○避難所機能が継続する中で、教育活動を円滑に行うための動線等の工夫が重要
本来の学校の使命	児童生徒の安全確保	児童生徒や保護者の安否確認	教育活動再開の準備	教育活動の再開
	避難所利用開始		救援物資の到着	インフラの復旧
施設の性能	学校施設の耐震性(非構造部材の耐震対策を含む)・耐火性、バリアフリー、断熱性 安全な避難経路			
(行通情報)	防災行政無線の受信設備	相互通信が可能な無線等設備 (電話を利用)		
	拡声器	トランシーバー		
トイレ	施設内トイレ(プール等の水を利用)		(水道水を利用)	
	マンホールトイレ			
	簡易トイレ・携帯トイレ		仮設トイレ	
照明・電源	自立運転可能な太陽光発電機			
	ソーラーライト			
	懐中電灯・ランタン			
ガス	可搬型発電機		外部発電機	
	(LPガスエリア)	施設内コンロ(要変換器)	(都市ガスを利用)	
	(LPガスエリア)	施設内コンロ(LPガスを利用)		
飲料水・	カセットコンロ・カセットボンベ			
	施設内水道(貯水槽の水を利用)		(水道水を利用)	
	プール水の浄水装置			
衛生	備蓄食料・ペットボトル			
	(都市ガスエリア)	施設内シャワー(要変換器、備蓄水)	(都市ガス、水道水を利用)	
	(LPガスエリア)	施設内シャワー(LPガス、備蓄水を利用)	(水道水を利用)	
備蓄	仮設風呂・シャワー			
	備蓄倉庫			
スペース	避難スペース(立ったまま)		居住スペース(寝床あり)	
	運営スペース		(ボランティア用スペースも追加)	
	高齢者、乳幼児世帯、障害者世帯、感染症患者等の専用スペース			
	炊き出しスペース			
	着替えスペース、授乳スペース			
	救援物資保管スペース			

3. 避難所としての活用を想定した学校施設整備の参考事例
4. 避難所としての学校施設利用計画の策定
5. 地域コミュニティの拠点としての施設整備
6. 地域内の防災機能の分担
7. 地域の避難所となる学校施設の防災機能の強化と防災教育との連携
8. 特別支援学校における特有の留意点

学校設置者は、学校施設が地域の避難所となる場合には、以下の考えに基づき学校施設の整備を実施することが重要である。

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

学校施設は、子供の学習・生活の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、一定の規模を有することから多くの場合において、地域の避難所として指定されている。

このため、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備にあたっては、早期に教育活動を再開させることが重要であり、避難所としての機能は応急的であるものであることを認識した上で、想定される避難者数（児童生徒、地域住民など）や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と市町村防災担当部局との間で、お互いの役割や、避難所となる学校施設の利用方法を明確にしながら、以下の4項目を踏まえて進めていくことが重要である。

- 学校施設が災害時に地域の避難所としての役割を担うためには、まず、その施設を日常利用している児童生徒や教職員にとって、また、避難してくる地域住民にとって、安全であることが大前提となる。このため、立地環境が自然災害に対して安全なものであるとともに、避難所となる学校施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないよう必要な安全対策を講じることが重要である。
- 災害時に避難所となる学校施設では、被災した地域住民の受け入れや生活関連物資の配布、または運搬されてきた物資の受け入れなどが行われる。
 このため、避難生活を行うために必要不可欠となる情報伝達手段、電気、ガス、給排水設備等の平常時の機能をできる限り保持できるよう代替手段も含めた対策を講じるとともに、その運営に必要なスペースを確保することが重要である。
 また、障害のある児童生徒、高齢者、乳幼児等の要配慮者が避難所生活を送る上で、心身の機能低下を可能な限り防ぎ、良好な生活環境を確保するためにも、平常時より学校施設のバリアフリー化や断熱化を図るとともに、滞在できるように必要な諸室を可能な限り確保することが重要である。
- 避難所の運営を円滑に行うためには、あらかじめ、物資の備蓄状況や費用負担など具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠である。このため、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携して地域防災に取り組むことができる体制を構築し、学校保健安全法に基づく危険等発生時対処要領の中で避難所としての学校施設利用計画を作成するとともに、それを関係者へ周知しておくことが重要である。
- 災害発生後の学校教育活動の早期再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧復興への第一歩となる。教育活動を早期に再開するためには、次に示す「災害発生か

ら避難所の解消までのプロセス」を参考にしつつ、避難生活と教育活動とが共存する際の対応について、学校施設利用計画に盛り込むとともに、教職員が授業再開に専念できる体制への移行等に関して、その運営方法を取り決めるなど、あらかじめ適切な対応を行うことが重要である。

「災害発生から避難所の解消までのプロセス」については、災害の規模や程度により様々であるが、東日本大震災において避難所となった学校施設の状況をもとに、発災から学校再開に至るまでの期間を、以下のとおり、4つの段階（フェーズ）に区分し、必要となる防災機能を一例として整理している。

①救命避難期（発災直後～避難直後）

災害が発生した直後から児童生徒や教職員、地域住民が緊急避難場所に避難するまでのフェーズである。

円滑に避難し、身体に危険を及ぼすおそれをなくす対策が求められる。

②生命確保期（避難直後～数日程度）

児童生徒や教職員、地域住民が学校に避難してきてから救援物資等が届き始めるまで、又は救助されるまでのフェーズである。

- a. 津波が発生し、緊急避難場所である高台に避難した場合など、緊急避難場所が避難所を兼ねていない場合における、緊急避難場所から避難所への移動までの生命の確保
- b. 避難所における必要最低限の避難生活の確保
のための物資の備蓄や、トイレや外部との通信のための情報通信設備などの対策が求められる。（a. については第1部参照。）

③生活確保期（発災数日後～数週間程度）

救援物資等が届き始めてから、教育活動を再開するまでのフェーズである。

炊き出し等のためのガス設備や畳スペースの確保など良好な避難生活を送るための対策が求められる。

④教育活動再開期（発災数週間後～数ヶ月間程度）

教育活動を再開してから、避難所としての役割が解消されるまでのフェーズである。

教育活動再開後、速やかに避難所としての役割を終え、本来の教育の場に戻るここととなるが、東日本大震災では、避難生活が長期化しており、これらを想定した場合、避難所機能が継続する中で、教育活動を円滑に行うための対策が求められる。

なお、ここに示した期間は、東日本大震災で避難所となった学校施設の状況の一例を示したものであり、示した期間によらず、早期の教育活動の再開が望まれるものである。

2. 地域の避難所となる学校施設に必要な機能

災害が発生し、学校施設が避難所として開設されてから、施設・設備面の防災機能を拡充することは困難が伴う。このため、地域の避難所となる学校施設の整備に当たっては、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスク等を十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と市町村の防災担当部局の間で、お互いの役割を明確にしながら、避難所としての必要な諸機能を備えておくことが重要である。また、地震等の影響により停電で使用できなくなる機能があり得ることも想定し、可能な限り代替手段を確保しておくことが重要である。

なお、ここでは、施設・設備などのハード面における対策にとどまらず、備蓄の内容などソフト面での対策も含めて示している。各学校設置者においては、地域や学校の実態等を勘案しつつ、ハード・ソフトを組み合わせた対策を検討し実施することが重要である。

(1) 各フェーズにおいて必要な諸機能

- ・ 救命避難期においては、児童生徒や教職員、地域住民の身体を守るために学校施設の安全性と、災害情報を入手し発信するための情報通信機能等が必要となる。
- ・ 生命確保期においては、発災後数日間の児童生徒や教職員、地域住民の生命を確保するため、トイレや照明、避難者間の安否確認のための情報通信機能、最低限の電気・ガス、食料や水、寒さ対策、バリアフリー対策や感染症対策等が必要となる。
- ・ 生活確保期においては、良好な避難生活を送るため、トイレや電気、ガス、寝床などの機能を改善するとともに、一定のプライバシーの確保、定期的な入浴、子供の遊び場や学習スペース等の確保などが必要となる。
- ・ 教育活動再開期においては、教育活動と避難所機能を両立させるため、避難所と教育機能とのゾーン分けや動線の工夫をすることが必要となる。

(2) 救命避難期から必要な機能

①施設の安全性

- ・ 緊急避難場所や避難所となる学校施設は、災害発生時において、児童生徒や教職員が安全に避難し、その後の避難所としての利用に資するため、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や安全な避難経路の確保により、災害により重大な被害が及ばないよう必要な安全対策を講じることが重要である。

また、災害対策基本法において、指定避難所については、「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」とされていることから、想定される災害を踏まえた対策をあらかじめ講じておくことが重要である。

(津波避難については、第1部参照。)

②防災行政上必要な情報通信

- 緊急避難場所や避難所となる学校施設においては、災害時に必要となる以下の情報通信機能について、必要な機能及びイニシャルコスト、ランニングコストを十分に検討した上で、導入を検討することが望ましい。

(a)災害情報の入手

(b)外部との通信

(c)学校内の連絡

(a)災害情報の入手

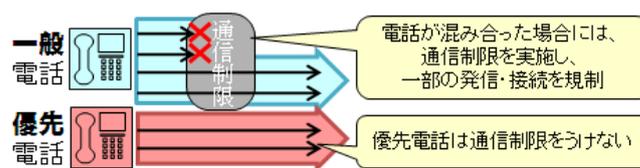
- 救命避難期においては、的確に情報を入手し、迅速な避難行動につなげることが重要である。このため、防災行政無線の設備や携帯型ラジオを備えておくことが重要である。

(b)外部との通信

- 救命避難期又は生命確保期においては、被災状況や救援要請を、また、生活確保期においては、支援物資の要請や、教育活動再開に向けた調整など役場等外部との通信が必要となる。このため、固定電話や携帯電話では災害発生時にはつながりにくくなることが想定されることから、役場との相互通信が可能な防災無線や、災害時優先電話の設置が有効である。また、外部（役場を含む）との通信手段として、MCA 無線や衛星電話の活用も有効である。

※災害時優先電話：災害時に通信が集中し通信制限を実施する場合においても、発信については通信制限を受けない固定電話。

※MCA 無線：マルチチャンネルアクセス無線の略称。相互通信や一斉発信が可能な業務用無線システムであり、災害時には自治体が優先で通話することが可能。



災害時優先電話のイメージ（総務省 HP より）

(c)学校内の連絡

- 救命避難期においては、的確な情報を発信することにより児童生徒等の避難行動を促すことができるよう、校内全体の放送設備をあらかじめ整備しておくことが重要である。
- 停電等の場合でも、児童生徒等を円滑に誘導するために、拡声器をいつでも取り出せる場所に備えておくことも重要である。また、学校が避難所となった場合において、運営本部と居住スペースとの間などで、円滑に連絡を行うために、トランシーバー等の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

③緊急避難場所又は避難所への避難のための進入

- ・ 緊急避難場所や避難所となる学校施設は、学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となり得るグラウンドや屋内運動場等に地域住民が円滑に避難できるよう進入方法をあらかじめ決めておくことが重要である。この場合、校門や出入口扉にパニックオープン機能を有する電気錠等の導入、地震により開くキーボックスや鍵付きのドアの設置が考えられる。なお、鍵付きのドアを設置する場合には、周辺の町内会に鍵の管理を依頼するなど、教職員の不在の際にも速やかに避難ができるような工夫が必要である。

(3) 生命確保期から必要な機能

④ トイレ

トイレの確保は、避難所機能の向上を図る上で非常に重要である。特に災害時に求められることは、以下の4項目が考えられる。

- (a) トイレの数の確保
- (b) 快適に使用できるトイレ
- (c) トイレの洗浄機能の確保
- (d) 照明の確保

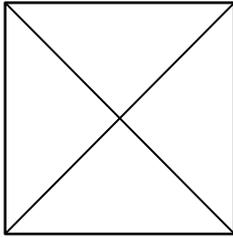
(a) トイレの数の確保

避難所となる学校施設では、多数の避難者のためのトイレの対策が必要となる。そのため、施設として整備しているトイレの数の把握とその維持管理を行った上で、以下の検討を行うとともに、災害時に整備しているトイレの数では対応できない場合や一部のトイレが利用できなくなる場合なども考慮し、一つの対策で対応するのではなく、複数の対策を組合せ柔軟な対応を行うことが重要である。

- ・ 生命確保期において、平常時のトイレの利用回数よりも大幅に上回ると見込まれる場合には、マンホールトイレの整備や、備蓄した簡易トイレや携帯トイレにより対応することも考えられる。
- ・ また、生活確保期以降においては、仮設トイレにより対応することも考えられる。なお、仮設トイレによる対応を検討する場合には、設置方法や設置するためのスペース、汚物処理・排水方法等も併せて検討しておくことが望ましい。
- ・ なお、仮設トイレについては、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレを多めにすることが望ましい。^{*}

^{*}男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針解説事例集（内閣府男女共同参画局 平成25年5月）より

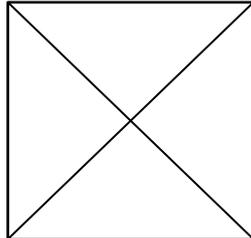
■ トイレの種類と整備事例



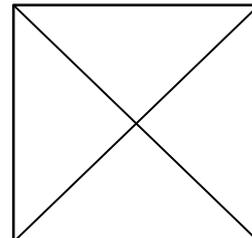
携帯トイレ（1回使い切り）



屋外に設置したマンホールトイレ
（東京都北区十条富士見中学校）



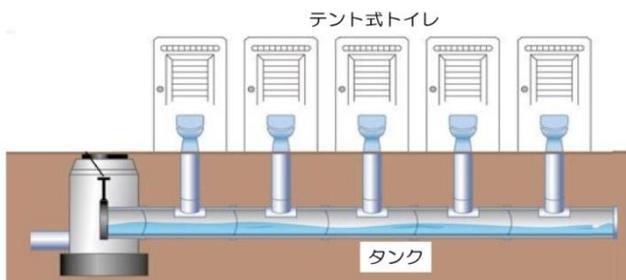
簡易トイレ（携帯トイレを入れて使う。プライバシーを考慮してテント等も併せて備蓄する必要がある）



仮設トイレ（汚物が溜まったらタンク交換する必要がある）



マンホールトイレ用のマンホール
（東京都足立区立西新井小学校）



マンホールトイレのイメージ（浅川委員提供）



多機能トイレ（東京都北区立十条富士見中学校）

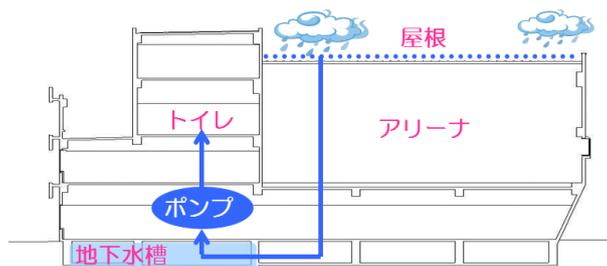
(b) 快適に利用できるトイレ

- 避難所となる学校施設には、高齢者、障害者等の要配慮者が使用することも想定し、誰でも使いやすいトイレを確保することが重要である。このため、洋式便器とすることや要配慮者のための多機能型トイレを確保することが望ましい。

(c) トイレの洗浄機能の確保

- 避難所となる学校施設のトイレは、災害による断水時の汚物処理や排水方法など洗浄機能を確保することについて検討することが重要である。このため、屋上に設けたプールの水や雨水貯留水を、施設内のトイレやマンホールトイレに直接流せるように配管を整備しておくことが望ましい。なお、配管の整備に替え、可搬式のポンプにより対応することも考えられる。

■被災時を想定した洗浄水確保のための対応事例



アリーナの屋根に降った雨をポンプでくみ上げトイレに利用
(東京都江戸川区立松江小学校)



屋上のプールからマンホールトイレに
水を流すために設けたバルブ
(東京都北区立十条富士見中学校)

- また、洗浄水を確保しても、下水処理施設の被災によって、下水管が詰まりトイレが使用できなくなることもあることから、下水道部局との協議により周辺下水道の耐震化を図ることや、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を併せて検討しておくことが望ましい。

(d)照明の確保

- 昼夜問わず安心して使用できるよう、トイレの照明の設置についても検討することが望ましい。この場合に、非常用発電機やランタン、懐中電灯等による対応も考えられる。(詳細は「⑤照明」を参照。)

⑤照明

- 被災により避難所内が物理的に暗くなってしまうと、避難者が移動する際に危険である上、精神的にも心細くなってしまうことから、避難所となる学校施設は、停電時でも一定の照明を確保することが重要である。このため、蓄電機能付きの太陽光発電設備や自家用発電機により、学校施設内で発電することで、照明を確保することが考えられる。(詳細は「⑦電源、熱源」を参照。) この場合、発電した電気、普段から使用している屋内照明を点灯させるため、配線の工夫や、可搬式発電機の取り付け口の整備を行うことが望ましい。



太陽光発電の自立運転時に
利用できるコンセント
(東京都北区立王子小学校・王子桜中学校)



屋内運動場で電気を使えるように
するための可搬式発電機取付口
(東京都北区立十条富士見中)



省エネのために設置した
屋内運動場のLED照明
(東京都北区立十条富士見中学校)

- ・ 上記の対応が困難な場合には、支援物資が届くまでに十分な量の懐中電灯やランタン及び電池を備蓄しておく必要がある。
- ・ なお、省エネ型の照明器具の設置は、非常用発電利用時にも効率的であり有効である。また、避難所の居住スペースでは、夜間に明るすぎて眠れないということがないよう、調光機能付き照明とすることも有効である。
- ・ 夜間の停電時にも避難所の場所を認識できるよう、投光器等の照明を準備しておくことも考えられる。

⑥避難者各自が行う情報通信

災害時において、被災者が求める情報通信機能は、以下の2項目が考えられる。

- (a)相互通信による安否確認
- (b)情報収集

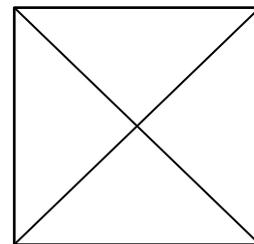
(a)相互通信による安否確認

- ・ 避難者が、電話やインターネットなど外部との情報通信機能により相互に安否確認等を行うことができるよう、避難所としても環境を整備することが重要である。特に、生命確保期においては、携帯電話等による通話は回線のふくそうが発生しやすいことから、発信時には優先的に回線を利用することができる災害時特設公衆電話をあらかじめ設置しておくことが望ましい。



災害時特設公衆電話取付端子
(東京都北区立十条富士見中学校)

※電話は備蓄倉庫等に保管しておき、避難所開設時に使用。



被災地における特設公衆電話
(宮城県石巻市立北上中学校)

- ・ また、電話ではなく、ふくそうが起こりにくいインターネット通信により外部との通信を行うことが想定される。この場合において、携帯電話等基地局の通信容量も超過する場合もあることから、携帯電話等基地局を通さずにインターネット通信を行うことができる無線 LAN のアクセスポイントをあらかじめ設置しておくことが考えられる。



無線 LAN のアクセスポイント
(東京都北区立王子小学校・王子桜中学校)

(b)情報収集

- ・ 避難所は、被災者にとって情報収集・交換の場となることから、避難所となる屋内運動場等においてもテレビやインターネット環境の提供が可能になるよう、配線

やコンセント等を整備しておくことが望ましい。なお、非常時において校内のコンピュータ等を学校関係者以外の者が使用できるようにするためには、ライセンス等についてあらかじめ確認をし、必要な対策を講じておくことが必要である。

⑦電力・ガス

避難生活には、電力や熱源が必要となるが、災害時により電気やガスの供給が止まる可能性が高いことから、それぞれ以下の対応を取る必要がある。

(a)電力の確保

- ・ 生命確保期から、照明の確保や携帯電話の充電等が必要となる。このため、可搬式又は据付式の発電機と、発電用の燃料を備蓄しておく必要がある。
- ・ 可搬式の発電機の中でも、カセットボンベ式のものは、燃料が備蓄しやすいという特長がある。また、据付型の発電機は、普段からの利用やコストも踏まえて整備を検討することが望ましい。
- ・ 民間会社等との協定により、移動式の自家発電設備を接続できるよう整備しておくことも有効である。

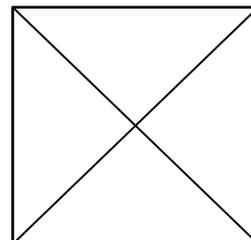
■非常用発電機の整備事例(東京都足立区立西新井小学校、荒川区立汐入東小学校)

西新井小学校では、ガソリン式、カセットボンベ式の可搬型発電機を備蓄している。その理由は、発電効率としてはガソリン式の方が優れているが、ガソリンを入手できない可能性があることから、状況に合わせてより有効な手段を選択することができるようにするためである。

汐入東小学校では、校舎屋上に、軽油で発電する据置型発電機を設置しており、停電時も蓄の軽油 75 リットルにより、60 kVA の出力で 2.5 時間運転できるようにしている。



可搬式発電機
(宮城県立石巻支援学校)



カセットコンロ式発電機

- ・ 特に、太陽光発電設備を整備する場合は、停電時でも自立運転し、蓄電池に充電して夜間にも使えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 生活確保期に入り、電気が復旧すると、照明や携帯電話の充電に加え、冷暖房や洗濯機、電気ポットの設置など、様々な電気器具を使用することとなるため、必要なコンセント数や電気容量を確保できるよう整備を検討することが望ましい。



自立運転可能な太陽光発電システム

(b)ガス等による熱源の確保

- ・ 避難所となる学校施設においては、生命確保期から乳幼児の粉ミルク用の温水等が必要となるため、熱源の確保が必要である。熱源を確保することにより、寒い時期であっても要配慮者に暖かい飲食物を提供することも可能となる。また、ガスの供給停止に備え、カセットコンロ及びカセットボンベを備蓄しておく必要がある。
- ・ なお、敷地内で設備が完結する LP ガスは、パイプラインによりガスを広域に供給する都市ガスに比べ、利用可能である場合が多い。このため、都市ガスの供給地域においては、普段使用しているガスコンロを LP ガスでも利用できるような変換器を整備しておくことが望ましい。



震災時にも炊き出しに利用した
プロパンガス（宮城県立石巻支援学校）



都市ガスエリアにおいても災害時には
プロパンガスを使えるよう、プロパン
ガス変換器の取付口を整備（長岡市）

⑧食料・飲料

- ・ 避難所となる学校施設は、避難者の生命維持に必要な分の飲食を確保するため、ほとんどの地域で支援物資が届くまでの3日程度の食料を備蓄などにより確保することが重要である。また、災害時には断水となる可能性が高いことから、飲料水についても、ペットボトルによる備蓄や、耐震性貯水槽、プールの水の浄水装置などにより確保することが重要である。
- ・ 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応の食料を備蓄しておくことや高齢者等にも配慮し、乾パンなどの固いものだけでなく、おかゆなどの食べやすい食料を備蓄しておくことが望ましい。



地震発生時には濁った水が入って
こないように受水槽のバルブを閉め、
飲料水として使用
（東京都江戸川区立松江小学校）

⑨衣料

- ・ 生命確保期には、大雨の中の避難などにより、着替えが必要となる場合があることから、衣料や下着などを一定程度備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 生活確保期からは、避難者が定期的な洗濯及び着替えをするため、洗濯機置き場や、男女別の物干し場及び照明を付けるなど安全に配慮した更衣室を確保することを検討しておくことが望ましい。

⑩衛生

- ・ 避難所においては、衛生的な環境の下で避難所生活を送れるよう、避難所を清潔な環境に保つことが重要である。
- ・ 多くの人が密集した場所で感染症が発生すると急速に広がりやすいことから、感染症患者が発生した場合には、感染症患者専用のスペースを設けることが重要である。また、感染症患者専用のトイレも別途設けることが望ましい。
- ・ 生活確保期からは、定期的に風呂やシャワーを使用できるように、照明を付けるなど安全に配慮しつつ、仮設の風呂やシャワーを設置するためのスペースをあらかじめ検討しておくことが望ましい。



シャワー設備（宮城県立石巻支援学校）

⑪寝床・寒さ対策

- ・ 避難所となる学校施設においては、多くの避難者が良好な環境で生活できるための居住スペースを確保することが重要である。このため、寒さ対策としては、毛布や停電時にも運転可能な暖房機器等の備蓄をしておくことが重要である。



避難所となった体育館（仙台市提供）

- ・ 特に高齢者には、心身の機能の低下を抑えるために断熱性の高い寝床を確保することが望ましいことから、畳やマットのある武道場等を利用できるように計画しておくことは有効である。また、避難所に入ってくる冷気等を防ぐために、避難所の出入口に風除室を設置することも有効である。

⑫暑さ対策

- ・ 夏場の災害の場合には、避難所の暑さ対策を行うことが重要である。このため、通風を考慮した避難所の配置や、窓を開放しても虫が入ってこない網戸の設置を検討することが望ましい。
- ・ また、日射熱による居住スペース内の室温の上昇を防ぐために、日よけ用のカーテンの設置や、避難所となる屋内運動場等の屋根への遮熱性塗料の塗布などの暑さ対策について検討することが望ましい。

⑬バリアフリー

- ・ 避難所となる学校施設は、車いす使用者や高齢者が安全に移動できるよう、あらかじめバリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。その機能が十分でない場合には、仮設スロープを設置することなどにより、車いす使用者等でも移動できるようにしておくことが重要である。